

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
190	フォローアップ	流委発言 ⁶⁶	フォローアップ委員会の権限を明記する必要がある。第57回流域委員会資料4で示された図のDではなく、CAのところにフォローアップ委員会を入れるべき。	委員長 長峯委員	第66回流域委員会の議論を踏まえ、修文を検討します	資料編対応	
191	フォローアップ	流委発言 ⁶⁶	第66回流域委員会資料3-2添付資料1の「・実施状況等について透明性の向上を図る」「・河川整備計画等を着実に実施する観点から意見を聴く」の順序を入れ替える。	佐々木委員	第66回流域委員会の議論を踏まえ、修文を検討します。	資料編対応	
29	河川の維持管理	57 154 修	<p63 最終行>清掃の項に、現場レベルで懸案の、河川区域内のゴミ処理費用のルール化を整理して明記。処理費用負担を市(公園区域)と土木事務所(河川区域)で押し付け合われて困るのは武庫川である。	中川委員	委員ご指摘の河川区域内のゴミ処理については、次のとおり責任主体が明確になっています。公園として市が占有し維持管理を行っている区域は、市がゴミ処理を行います。それ以外の区域は、河川管理者である県がゴミ処理を行っています。また、ひょうごアドプトに登録している区域は、県・市・活動団体間の協定の中で「市は活動団体が回収したゴミの適切な処分を行う」と定めています。 現場では、上記河川の区域に応じて県、市がゴミ処理を行っていますが、今後も適切に処理が行われるように周知を図っていきます。	あり (P64)	A
	河川の維持管理	県修文	-	-	「武庫川流域河川維持管理計画」の試行を踏まえ「兵庫県河川維持管理計画」が策定されたことに伴う修文。	あり (P31) (P63)	A
		1	-	-	前回修正した事項に誤りがあったため再修正。	あり (P31)	A
	河川の維持管理	県修文	-	-	2(1)「正常流量の確保」にある「なお、千叡ダムの・・・行っている。」の記述を適切な場所、4(1)「河川の維持管理」に移動し、表現を適切にするために修文します。	あり (P25) (P31)	
		修文意見書 (8/17)	1 p31-1 (1)河川の維持管理 第5段落 修正 〔具体の修文案〕 ...操作規定の策定に合わせて、 ゲート を確実に全開できるように洪水期(6月~10月)は 〔修正の理由〕 同様の表現文章が連なるため	草薙委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P31)	
		修文意見書 (8/17)	2 P.31-1 (1) 河川の維持管理 第4段落 修正 〔具体の修文案〕 ^^^以前に建設された古い施設もあり千叡ダムがあり、施設の改築時に構造基準に適合させるだけでなく、これらに対しては <u>早期に構造基準に適合させるよう改善指導</u> などにより^^^ 〔修正の理由〕 ・千叡以外にも武庫川で同様の施設があるのか？ ・施設の改築機会があるまで放置するのか？	委員長	「千叡ダム」の記述につきましては、千叡ダム以外の施設もあることから、修正できません。 なお、構造基準への適合に関する指導については、第4節1(5)に、記載しております。 また、委員長のご質問についての回答は、以下のとおりです。 (質問1)千叡以外にも武庫川で同様の施設があるのか？ (回答1)構造令制定前に建設され、構造基準に適合していない施設は、千叡ダムの他にも、阪神橋梁、国道2号橋梁、JR橋梁などが複数あります。 (質問2)施設の改築機会があるまで放置するのか？	なし	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
					(回答2)上記の施設は、構造令制定前に建設されましたが、河川管理者の占有許可を受けています。 橋梁の構造基準は、河川法第13条に基づく河川管理施設等構造令(以下構造令という。)で規定されていますが、構造令が施行された昭和51年以前に建設された既存施設については遡及適用しないこととされています。 これら施設については、違法状態ではないため、法令の規定に基づく命令や処分等はできないものの、継続して改善対策を進めてきました。 県では、これまでに、河川改修に合わせて阪急橋梁及び上武庫橋の架け替えを行っているほか、JR福知山線については、施設管理者が自主的に架け替えを行ってきました。 残りの施設についても、「できるだけ構造令に適合する施設に改築する」ことは構造令の趣旨であるため、今後、第4節1(5)に、記載のとおり、現行の構造基準を満たすよう占有許可の更新時期など機会をとらえて施設管理者を指導していくこととします。		
		修文意見書(8/17)	3 P.31-1(1)河川の維持管理 5段落目 修正 〔具体の修文案〕 例えば、大正8年に ^{^^^} 洪水期はゲートを常に全開にしておく運用を平成19年より開始している。 ^{^^^} 〔修正の理由〕 上記下線部分は既存不適格の構造基準を満たしていないことの緩和にはならないということは何回か前の全体委員会で確認済みである。そのようなことをこの文脈に並べることによって何を主張しようとしているのかが疑問。不要な記述で混乱を招く。	委員長	当該項目は、河川の維持管理等の現状と課題を記述する項目で、当該箇所は、占有許可工作物の安全性向上の取り組み例について記載したものであり、既存不適格の緩和についての記述ではありません。	なし	
30	モニタリング	57 157 修	<p32 最終行>大出水時のデータ採取不足の追記(提言までの検討時に大出水時のデータ不足を課題として指摘した経緯から明記)	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P32)	A
31	モニタリング	57 158 修	<p64 28行>モニタリングの項、・・必要なデータを蓄積していく。蓄積し、 <u>河川管理・河川計画に役立てる</u> 。行政のデータ収集は解析されないことが非常に多いので、当然であるが、明記する。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P64)	A
16	モニタリング	流委発言 ⁶¹	治水と環境の議論は粗度係数に結びつかない。モニタリングの項目で議論していくべき。	中川委員 委員長	31により修文対応済みです。	あり(P64)	A
27	モニタリング	修文意見書(7/12)	原案p.64(下4行) 水位・流量観測、土砂堆積、水質、 <u>動植物植生</u> 、瀬・淵等の調査を継続して行い、 〔意見追加の理由〕原案p.55、第3節の記述から見てこの方が適当。	村岡委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P64)	A
113	モニタリング	修文意見	p32 (3)モニタリング 末尾 追記	奥西委員	30,31により修文対応済みです。	あり	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		見書(7/28)	今後も着実にデータを蓄積していく必要がある。そして単にデータを蓄積するのではなく、現在の整備計画やその次の段階の河川整備に必要な知的財産(例えば武庫川の低水流量や流域の地下水貯留量を陽に含んだ水文モデルの構築)として整備して行く必要がある。 〔意見追加の理由〕 修文案に記載の通り			(P32) (P64)	
		修文意見書(8/9)	1 〔具体の修文案〕修文案を一部変更 そして単にデータを蓄積するのではなく、武庫川の低水流量や流域の地下水貯留量を陽に含んだ水文モデルなど、次の段階の河川整備に必要な知的財産として整備してゆく必要がある。 〔修正の理由〕 データの集積だけでは不十分である。元の修文案はそのまま採用できる形でなかったため、修辭的に改訂した。	奥西委員	ご意見の趣旨は、モニタリングの現状と課題の項(P32)において、データの蓄積に努め、治水計画策定の際に活用すると、また、モニタリングの実施の項(P64-2)において、必要なデータを蓄積し、河川計画・河川管理に役立てる旨修正案を提示させていただいています。	なし	
		修文意見書(8/17)	2 〔具体の修文案〕 8/9 修文案通り 〔修正の理由〕 モニタリングは継続性が必要であり、思いつきで新しい項目を入れたり、廃止したりすべきではないが、目的意識をはっきりさせないと、実効あるものにならない。	奥西委員	目的意識を明確にすべく、河川計画・河川管理に役立てる旨修文しています。 なお、ご提案の「低水流量や流域の地下水貯留量を陽に含んだ水文モデルの整備」については、その内容及び実用性が明確でないことから、具体的に記述することはできません。	なし	
34	文章の構成	57 163	「第1章はじめに」では、「洪水に対する安全度向上」と「環境面で、生物多様性の保全」を挙げ、「このような背景のもと、本計画では・・・安全で自然と調和した武庫川づくりに向け・・・、治水・利水・環境にかかわる施策や整備内容をとりまとめた」としている。しかし、これを受けた「1 河川整備計画の整備目標と考え方」では、治水に関わる内容のみが述べられている。	川谷委員	河川整備計画(原案)全体としては、第1章で記載しているとおり、「現時点で必要と考えられる治水・利水・環境に関わる施策や整備内容をとりまとめ」ています。 また、武庫川の河川整備計画(原案)の作成にあたっては、下流部築堤区間における流下能力の低い区間の安全性向上を図るため、総合的な治水対策を推進すること 河川工事にあたっては全国的にも初めての取り組みである「2つの原則」に基づき「豊かな自然環境の保全・再生に努める」ことの2点を重視しました。「第1章はじめに」は、上記2点を中心に河川整備計画(原案)の基本的な考え方を端的に示したものです。	なし	A
35	文章の構成	57 164	の「イ 千苅ダム・・・」での内容は、次ページの「2 洪水調節施設の継続検討」に属する内容と思われるが、ここでは別項目となっている。	川谷委員	イ.では、ダムの課題を記述し、今回の河川整備計画(原案)に位置付けないことにした理由を説明し、2では、さらなる洪水に対する安全度の向上を図るため、検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には、計画上の取り扱いについて検討することを説明しています。このように内容が異なるため、別項目としています。	なし	A
36	文章の構成	57 165	P.2の「(2)・・・整備目標」で「計画対象期間は、概ね20年間とする」としながら、同ページ末の「エ 計画期間」では「・・・最短の20年に設定する」と述べている。	川谷委員	計画対象期間の説明において「最短の20年に設定する」としたのは、喫緊の課題に対応するため、早期に整備効果を得る必要があることを示すために「最短の」としました。なお、計画対象期間を「概ね」として	あり (P36)	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
					いるのは、社会経済情勢等により変動することが考えられるためであり、河川整備計画では一般的に採用されています。 ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。		
37	文章の構成	57 166	「第3章 河川整備計画の目標に関する事項」(P33～P35)においては、わずかの挿入を除けば、「1 河川整備計画の整備目標と考え方」とほぼ同じ文章である。特に「計画期間」については、ここでも述べられており、さらに次ページP.36の下段にも記されている。「洪水調節施設の継続検討」に関しても内容的・文章的な重複が多い。	川谷委員	河川整備計画(原案)の内容を丁寧に説明するために、複数の箇所と同様な文章を使用しました。特に、「第1章はじめに」は、河川整備計画(原案)を要約し、その考え方を端的に示すことを目的に設けた章ですので、第1章で記載した内容は、他の章でも重複して使用しています。 ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P34) (P37)	
		修文意見書 (7/12)	1 「はじめに」と「章立てごとのタイトル」「個別項目のタイトル」をよく認識した上で、クローズアップする部分が少しずつ異なるはずであり、それに合わせて文章表現を変えるべきである。 〔修正の理由〕 まったく同じ文面のコピーがあまりにも多すぎるのが原案をはじめて一読したときの第一印象であった。これでは洗練された整備計画とは言い難く、住民に公開するにつけて、頁稼ぎをしていると言われても仕方ない。実施計画に向けた上位計画として誇れるバイブルであってほしい。【38,39,40にも関連】	佐々木委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P33) (P37) (P41)	
		修文意見書 (8/9)	2 p37-3 ウ 喫緊の課題に対応でき、早期に整備効果が発揮できる対策の選定 1 段落目 挿入 〔具体の修文案〕 仁川合流点より... 対策の選定にあたっては、武庫川下流部の築堤区間の安全性を重視する。仁川合流点より... 〔修正の理由〕 整理番号37等のご意見への対応で読みやすくなったと評価しているが、半面、対策選定の考え方の重要な文章が脱落している(もともとp41の5行目にあった文章)。考え方を明記することは必須。また、武庫川では「対策見直し」を国に先んじて実施してきた結果としての整備計画であるから、なおさら、対策選定の考え方は整備計画に明記することが求められる。 【補足と確認事項】 現在、国の「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるという考えに基づく検討が行われています。武庫川では先んじて検討してきた状況にあると理解しており、また「武庫川ダム」は今回の国のダム検証の対象外である旨、県から回答済みです(第63回委員会)。従って、実質的には、委員会審議とそのプロセスが、国のダム検証プロセスを先行代替していることになると理解しています。この理解について、念のため県に確認したいと思います。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。 【補足と確認事項】について 第11回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議の資料中に「検証の対象とするダム事業」として「武庫川ダム」が記載されています。しかしながら、ご存じのとおり、既に武庫川ダムを含まない河川整備計画の策定中であるため、県としては検証の対象外であると考えており、その旨を国へ申し入れています。	あり (P37)	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		修文意見書(8/17)	3 P.37-3 ウ 喫緊の課題に対応でき、早期に整備効果が発揮できる対策の選定 3 段落目 追記 〔具体の修文案〕 ...早期に整備効果が発揮... ...早期にかつ着実に整備効果が発揮... ...貯留する流域対策を全て実施することで、築堤... ...貯留する流域対策を選定した。これらの対策を全て実施することで、築堤... 〔修正の理由〕 前回削除された P37-1 にあった考え方として重要なキーワード「着実に」の復活挿入(前回、気が付かずすみません) 2つ目は、1/26 付原案に戻す(ここは対策の選定に関する考え方を記述する項なので)	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえて、修文を検討します。	あり (P2) (P37)	
38	文章の構成	57 167	「1 河川整備計画の整備目標と考え方」の内容については、「総合的な治水対策の推進」の内容も加えて、再検討が必要であると考え。合わせて他の章についても、 <u>内容・項目を整理し、重複を避け、「計画」が今後20年間にわたってこれに関わる技術者にも、一般市民にも分かりやすいものにする必要がある。</u>	川谷委員	166と同じです。 ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P33) (P37) (P41)	A
39	文章の構成	57 168	「第4章 第1節」の文章は、はじめの3行以外は P.2の「ウ」と同じである。	川谷委員	166と同じです。 ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P33) (P37) (P41)	A
40	文章の構成	57 169	文書全体が、河川整備の「現状と課題」「目標設定」「整備の実施事項」という流れ(章立て)で書かれており、それぞれについて河川対策、流域対策、減災対策、正常流量、河川環境の整備と保全に関することが順を追って書かれている。全体を通して <u>繰り返しの叙述が非常に多く、冗長に感じると共に読みにくい。</u> 逆に、河川対策、流域対策... という章立てをして、そこに「現状と課題」「目標設定」「整備の実施事項」をまとめて記述すれば、繰り返しをしなくて済むのではないか。	長峯委員	166と同じです。 ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P33) (P37) (P41)	A
17	文書の構成	運委発言 102	整備計画の中に新たに章を設けて、既存ダム、新規ダムを含めて20年間で検討すべき残された検討課題について記載する必要がある。	委員長	委員会からの新たな提案とこれに対する県の考え方を記載した資料を資料編に添付することを検討します。	資料編対応 (添付資料6)	A
31	文書の構成	修文意見書(7/12)	千苅ダム問題に関わらず、重要課題ではあるが、今後20年の河川整備計画の実施途上で計画完遂が懸念される項目について新たに1章を設けて、問題検証の経過概要及び関連資料目録等を一括して掲載することを提案する。そうすれば重要ではあるが、「実現可能性」の制約からも解放され、治水制作を論ずる時代へのテーマとして重要な資料となるであろう。	岡田委員	委員会からの新たな提案とこれに対する県の考え方を記載した資料を資料編に添付することを検討します。	資料編対応 (添付資料6)	A
95	文書の構成	修文意見書(7/28)	整備計画の骨格を成す数値、その地点、区間、整備内容を図表で示している箇所については、本文でその図表の番号を引用すべきである。そうでないと図表内容と整備計画の関係が曖昧になる。 具体的には、図2.2.1, 図2.2.2, 図2.2.4, 図3.2.1, 図4.1.1, 図4.1.2, 図4.1.3,	奥西委員	図表は説明文の後ろにその都度掲載していること、また図表のタイトルは図表内容を的確に表現していることから、図表写真番号を本文に引用する必要はないと考えています。	なし	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			図 4.1.6 , 図 4.1.4 , 図 4.1.7 ~ 16 , 図 4.1.17 , 図 4.1.19 , 図 4.1.20 , 図 4.1.21 , 表 2.2.1 , 表 3.3.1 , 表 3.3.2 , 表 4.1.2 , 表 4.1.3 , 表 4.1.6 その他の図 , 表 , 写真も本文中に引用することが望ましい。				
		修文意見書 (8/9)	1 〔修正の理由〕 95の修文意見に対する修正意見 本文と関連図表類が同一ページにある場合は許容されるが、別ページ、別章、別節、別項に分かれている場合は何らかの処置が必要である。	奥西委員	ご指摘のようなケースはないと思われませんが、分かりにくい箇所があれば具体的にお示しください。	なし	
99	文書の構成	修文意見書 (7/28)	次の段階に向けての検討に関して 原案の第 4 章では整備計画期間に実施する具体的な計画と、次の段階に向けて検討することが緋い交ぜになっており、混乱を招く。そのため、次の段階に向けての検討に関する事項を第 5 節にまとめることを提案する。 具体的には第 4 節の 2 , 3 , 4 , 第 1 節の 2 (の一部) をここに移し、一部を新設。 第 5 節 次の段階に向けての検討 本整備計画による治水対策を実施した後は、河川整備基本方針の実現に向けての次の段階に踏み出すことになるが、現時点までにおこなった検討をふまえ、本整備計画の期間内に検討すべきことが少なくない。河川整備基本方針では総合治水の実現を謳っているが、現時点では総合治水の実現のための条件整備が極めて不十分である。そのため、流域対策や減殺対策などの目標設定に具体性を欠いている。しかし、総合治水の実現のための条件が整備されると、整備目標流量をさらに高く設定することが可能になると考えられる。そのためには以下のような事項について検討が必要である。 1 流域連携 阪神間の市街地を貫流する武庫川は、…、県と関係各市で実現に向けた実務的な検討をおこなう。 2 流域対策 これまで行ってきた、開発に伴う防災調整池の設置指導のほか、昭和 36 年 6 月 27 日洪水に対応できるように設置基準を見直し、 のほか 、人工林の間伐や県民緑税を活用した災害に強い森づくり事業などの森林整備、その他雨水貯留・浸透の取り組みは、関係機関と連携しつつ、継続して促進するよう努める。 3 環境保全 本整備計画の実施に当たり、河川その他で大規模な土木工事がおこなわれるため、事前の影響予測と事後の修復・対策事業だけでは不十分であると考えられる。工事実施中のモニタリングに基づき、必要な場合は環境影響評価のやり直しをおこなう。 4 減災対策 水害を防止・軽減するための土地利用の規制・誘導についてはほとんど無策状態であるため、本整備計画の期間中にそのための審議機関を設立する必要がある。 減殺対策のための協議機関として、行政組織間の協議だけでなく、住民の参画と協働の観点からの協議・審議の場を設ける。	奥西委員	【奥西委員より「第 5 章を新設するという村岡委員提案に沿って再度修正案を検討したい」との意見があったため削除】	なし	A

整理 番号	項目	意見 区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無 (該当頁)	整 理 状 況
			<p><u>5 モニタリング</u></p> <p>治水、利水、環境の観点から河川の総合的な管理を行うため、流域内の雨量観測、河川の水位・流量観測、土砂堆積、水質、植生、瀬・淵等の調査を継続して行い、その結果を記録して必要なデータを蓄積していく。</p> <p>また、観測精度を維持するため、日常の保守点検を実施するとともに、観測精度向上に向け必要に応じて観測施設の配置、観測手法等を改善する。</p> <p><u>下記の有目的のモニタリングプロジェクトを立ち上げ、そのために必要な臨時または恒久的なモニタリングを実施する</u></p> <p><u>降水量の高度別分布を把握できるような観測網の整備</u></p> <p><u>高水時だけでなく、低・渇水時の河川流量および地下水の賦存・流動も正しく説明できる水文モデルの構築</u></p> <p><u>砂防事業の効果発現と整合した河川縦横断形的设计</u></p> <p><u>100年以上の時間スケールの森林の理水機能の評価とこれを増進させるための施業指針の作成</u></p> <p><u>整備計画レベルの洪水時の武庫川の水利特性の把握</u></p> <p><u>6 洪水調節施設の継続検討</u></p> <p>本計画の策定にあたっては、千叡ダムの治水活用や、武庫川峡谷での新規ダム建設についても検討を実施した。いずれの対策も基本方針における洪水調節施設の分担量である 910m³/s の確保に向けた選択肢であるが、実現可能性を見極めるのに今なお時間が必要である。具体的には、千叡ダムの治水活用は、最近の小雨化傾向を踏まえた渇水リスクへの対応の立場にある水道事業者との合意形成に、新規ダム建設については、環境保全に配慮したとしてもなお、ダム選択への社会的な合意形成に、それぞれ多大な時間を要する。また、完成するまでに十数年と時間を要し、その間は整備効果を発揮できない課題もある。</p> <p>そこで、戦後最大洪水に対応することを整備目標として、早期に整備効果の発現が期待できる河床掘削や堤防強化、既設青野ダムの洪水調節容量の拡大、武庫川上流浄化センター内の用地を活用した遊水地の整備に取り組むこととした。</p> <p>またしかしながら、地球温暖化に伴う集中豪雨が多発している中、平成 21 年 8 月には、千種川水系の佐用川で、過去に経験したことのない大きな洪水が発生した。このような現実を踏まえると、多くの人口・資産を抱える武庫川では、河川整備基本方針の目標達成に向けて、さらなる洪水に対する安全度の向上が必要である。</p> <p>したがって、千叡ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等について、その必要性・実現可能性の検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には、計画上の取り扱いについて検討する。<u>ただしこれらの検討は総合治水の推進の検討よりも優先しておこなうものではない。</u></p>				
102	文書の構成	修文意	p3 2 洪水調節施設の継続検討、3 動植物の生活環境の保全・再生 修正	奥西委員	対策ごとに分類して記述した方が分かりやすいため、修文の必要はなし	なし	

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
		見書(7/28)	「2 洪水調節施設の継続検討」と「3 動植物の生活環境の保全・再生」を入れ替える。 〔意見追加の理由〕 継続検討の後に期間内の話に戻るのとは不自然		いと考えます。		
		修正意見書(8/9)	1 〔修正の理由〕 102の修正意見に対する修正意見 不自然であってもかまわないということであれば、必ずしも修正案にこだわらない。しかし整備計画原案は現状、課題、目標設定、計画実施という分け方になっており、対策の種類ごとに分類されていない。計画期間後の課題を計画期間内の対策と一緒にくくるのはいかにも不自然。	奥西委員	ご指摘の箇所は、治水対策の選定経緯を一連の流れで説明した箇所であり、千苅ダムの治水活用や新規ダムを継続検討としたことを分離する方が不自然であると考えます。	なし	
		修正意見書(8/17)	2 〔修正の理由〕 県と奥西の間には見解の相違があるが、これは河川整備に関する基本認識に関わる問題でもあるので、委員会で審議の上、委員会としての見解を提出したい。	奥西委員	102-1と同じ。	なし	
		修正意見書(7/28)	p34 (1)想定氾濫区域内の人口・資産規模 削除 (1)を削除。他の適切な章に移す。 〔意見追加の理由〕 内容に大きい問題はないが、現状を書いているだけで、この章に記載すべき理由がない。	奥西委員	想定氾濫区域内の人口や資産規模は整備目標を決定する上で重要な要素です。(河川法解説:「当該区間の氾濫区域の人口、資産、上下流及び他河川の整備状況等を踏まえ、バランスのとれた目標を定めること」)したがって、ご指摘の部分を削除することは出来ません。	なし	A
114	文書の構成	修正意見書(8/9)	1 p34 (1)想定氾濫区域内の人口・資産規模 移動 〔具体の修正案〕 削除提案は撤回。適当な位置(第1節)に移す。 〔修正の理由〕 県の考え方の趣旨に沿えば、第1節(33ページ)に記載すべき事項である。	奥西委員	第1節は目標流量の中でも主に段階整備の考え方を記述した部分であるため、第3節の「(1)目標流量と設定の考え方」に記載した方が分かりやすいと考えます。	なし	A
		修正意見書(7/28)	p37 下流部築堤区間(河口～仁川合流点) 図3.3.1 修正 図3.3.1を他に移す 〔意見追加の理由〕 この図は河川整備計画の目標とも、下流部築堤区間とも無関係	奥西委員	既往洪水における昭和36年6月洪水の位置づけを分かりやすく表現するために記載したものであり、削除する必要はないと考えます。	なし	A
116	文書の構成	修正意見書(8/9)	1 〔修正の理由〕 116の修正意見に対する修正意見 県の考え方の趣旨に沿えば、第1節(33ページ)に記載すべき事項である。	奥西委員	114 1と同じ。	なし	A
(6)	文書の構成	整理表63	新規ダムと既存ダムだけを優先的に検討するような記述はよろしくないのではないか。検討課題はたくさんあるので、計画の中に章を設けて、20年間で実施することと、20年の間にさらに将来に向けて調査検討することを課題として列挙する方がよりふさわしいのではないか。		委員会からの新たな提案とこれに対する県の考え方を記載した資料を資料編に添付することを検討します。	資料編対応(添付資料6)	A
170	文書の構成	修正意見書(8/9)	〔具体の修正案〕 第4章「第3節 河川環境の整備と保全に関する事項」の第1項「動植物の生活環境の保全・再生」のところだけ、他の章・節と違った書き方がされている。この項だけ、3つの目標が具体的に書かれている。ここだけ違う人が書いたという印象を受けるが、この目標を設定した書き方は非常に分かりやすい。整備計画全体にわたって、この項と同	長峯委員	意見書について検討したところ、ニューパブリックマネジメントとして行うPDCAのサイクルマネジメントの導入については、詳細な整備予定時期等を定めることは難しく、現時点では困難と考えました。このため、PDCAサイクルの記述は削除します。 以上のことを踏まえ、修正を検討します。	あり(P65)	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			<p>じような目標を設定した書き方にすれば、画期的に分かりやすい計画になるだろう。</p> <p>また、たとえば「汽水域の拡大と干潟の創出」という目標が掲げられている。この目標も20年間で、汽水域をどの程度拡大するのか、干潟はどの程度創出するのか、というより具体的な書き方をし、その具体的な手段・対策として、どのような事業を計画しており、それをどのようなプロセス・段階を経て実施していくのかという記載をすれば、整備計画とPDCAサイクルを連動させることも可能になり、まさに画期的な計画になるだろう。県が言うように、個々の事業の工事工程を示す必要はない。それぞれ実施計画の役割である。</p> <p>〔意見追加の理由〕</p> <p>フォローアップのところではPDCAサイクルを考慮すると記載されている。そのためにはそれを可能にする整備計画の書き方にしておく必要がある。また時代の趨勢からも、計画に具体的な目標内容、場合によっては目標値を設定し、PDCAサイクルの視点から計画の進行管理を行い、説明責任を図っていくことが求められている。河川計画は、法改正まではよかったが、全国的に具体的な中身が伴っていない。武庫川が全国に対してベストプラクティスを示しうるチャンスでもある。</p>				
		修文意見書(8/17)	<p>1 〔具体の修正案〕 170の県の考え方に対する修文意見</p> <p>PDCAサークルの記載は削除すべきではない。</p> <p>〔意見追加の理由〕</p> <p>昭和30年代、日本が戦後復興に邁進していた頃、国内企業(大小を問わず)ではQC(品質管理)体制確立で企業業績を伸ばすことに懸命であった。この基本的な考え方がPDCAサークルの樹立であり、事実こうした考え方を基軸として日本の復興は成し遂げられたという想いがある。企業でも行政でも計画達成に向けた手法としては、現在でも有効な手段であり、それを否定すればおそらく河川整備計画も効果的に進まないのではないかと。</p>	岡田委員	第66回流域委員会の議論を踏まえ、修文を検討します。	あり(P1)(P65)推進(P1)推進(P10)	
		修文意見書(8/17)	<p>2 〔具体の修正案〕</p> <p>第4章第3節の第1項のところだけ、他の章・節と違った書き方になっている。他と書き方を合わせるべき。</p> <p>〔意見追加の理由〕</p> <p>前回の修文意見に対しては、PDCAが難しいという点からの県の考え方が示されていた。そこでのもう一つの意見の主旨は、章・節・項によって書き方が違っているのはおかしい、あるいは統一すべき、ということである。そのことに対する考え方は示されていない。</p>	長峯委員	基本的には他の章・節・項と同様の構成であると考えています。ただし、「2つの原則」の適用が全国的にも初めてであることから、「2つの原則」に関する解説や特別に設けた専門検討会での審議結果について、詳述しています。	なし	
177	文書の構成	修文意見書(8/17)	<p>p65 末尾 追記</p> <p>〔具体の修正案〕</p> <p>第5章の設置</p> <p>〔修正の理由〕</p>	村岡委員	委員会からの新たな提案とこれに対する県の考え方を記載した資料を資料編に添付することを検討します。	資料編対応	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			(検討中)				
182	文書の構成	修文意見書 (8/17)	〔具体の修文案〕 第5章を設け、整備計画期間中に検討すべき課題を整理して記載する。内容については、流域委員会での議論を踏まえて確定する。 〔修正の理由〕 整備計画期間中には、今次計画に実施しなくとも、次期整備計画に向けて検討し、準備していくべきものがある。とくに、今回、検討時間がなく先送りされた内容については、それを今後どうすべきか、といったことを書くべきである。	長峯委員	177と同じ	資料編対応	
187	文書の構成	修文意見書 (8/17)	〔具体の修文案〕 継続的に検討課題として先送りする重要な課題について、本編「第5章」として、別途加筆を提案する。	委員長	177と同じ	資料編対応	
32	その他	57 161	降雨に関する記載に誤りはないのだろうがダムや利水を論じた個所と治水を論じた個所の降雨に関する記述が紛らわしい。 前者の場合には「最近の少雨化傾向」とあり雨量が少ない事を述べている。(P2参照)後者の場合には「地球温暖化による集中豪雨が多発」という表現があり、これは直接的には雨量にふれていないが、雨量が多いというイメージの表現と理解するのが普通である。これでは読者は雨量が多いのか少ないのか理解ができないと考える。(P3, P6, P21参照) P6の「気候・気象」の欄で武庫川水系としての降雨について分かりやすく、その特性を記述しては如何か。	山仲委員	原案 P6 の記載内容については、ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P6)	A
33	その他	57 162	武庫川流域では、砂防事業と同様に治山事業が土砂流出対策として実施されており、「計画的に砂防えん堤等の整備が進められている」を、「計画的に砂防えん堤及び治山等の整備が進められている」としては如何か。	加藤委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P11)	A
18	その他	流委発言 ⁶²	資料編の冒頭に、現地担当者の理解を深め、後世に伝えていくものであることを記載すべきである。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (説明資料P1)	A
189	その他	運委発言 ¹⁰⁷	資料編の位置付けの記述については、現場担当者の理解が強調されているが、住民、事業者、基礎自治体などの多様な主体の理解についても記載する必要がある。	委員長	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (資料編 P1)	
19	その他	流委発言 ⁶²	地球温暖化への対応の視点について見直しをつけ、定性的でよいので整備計画に記載すべき。	村岡委員 池淵委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P1)	A
33	その他	修文意見書 (7/12)	P.1 はじめに 第1章 はじめに 2段落目に今年の梅雨に展開した最新の豪雨被害状況をはじめ、国内でも深層崩壊が発生していることを修文し、盛り込む。 〔意見追加の理由〕 最新の傾向をどこかに盛り込んでおくべきである。当然、原案の審議終了間際に大水害による事故が発生した場合にも盛り込む必要があると考える。	佐々木委員	第1章は、河川整備計画(原案)を作成するにあたっての経緯、特に重視した点やその考え方について記載したものです。武庫川の喫緊の課題と直接関連のない情報を記載する考えはありません。	なし	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
90	その他	論点意見書 25	地球温暖化への整備計画での取り扱いについては、提言未記載事項でもあり、最新の国における整理も踏まえ、個々の対策への個別対応ではなく以下のように一括して対応方針を追記することを提案する。 【修文案】 地球温暖化に対しては、外力の増大として、降水量の変化、洪水の増大、土石流等の激化、高潮及び海岸侵食の増大、渇水リスクの増大、河川環境の変化、が指摘されている。従って武庫川流域においても増大する外力への対応として、ハード整備のみを偏重する対策から脱して流域における総合的な対策を含めて重層的な対策を様々に実施し、起こり得る様々な規模の外力を対象とし、その規模に応じて流域社会全体で弾力的に対応することを目指す。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P1)	A
36	その他	修文意見書 (7/12)	審議が集約されていないことから未定 第2章では、第1節の「気候・気象・その他」とし、温暖化による海面水位上昇を記述し、第2節の「1 洪水、高潮等に対する...課題」に海面上昇により発生する可能性のある課題を記述、「2 河川の適正な...課題 (3)水循環」「3 河川環境の...課題 (4)水質」では塩水が及ぶ可能性や津波・高潮などの遡上について、第4章では第1節の冒頭及び「1 河川対策(1)河道対策」床止工などの改築による防潮効果の検討について、第4節「3 モニタリング」では海水面の上昇に関する水位の観測によって必要が生じた場合には地下水への塩水混入に対する水質調査を行なうことを記載しておく。 〔意見追加の理由〕 地球温暖化による海面水位の上昇により整備計画達成目標年次である20年後の汽水域は、鳴尾浄水場のある3号床止工辺りにまで及ぶ可能性がある。ハリケーン化するといわれている台風による高潮や地震活動期に入ったとされる大地震による津波に対する防潮対策についても潮止堰や床止工を撤去するからには、記述しておく必要がある。	佐々木委員	気候変化に伴う各種予測値の取扱いについては、「不確実性を伴うことに留意」「地域レベルでの予測結果は世界規模の平均的な予測に比べて不確実性が大きい」とされています。 (水害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について(答申) 社会資本整備審議会 H20.6) このため現時点においては、これらの予測値を治水計画や施設設計に反映することはできません。	なし	A
		修文意見書 (8/9)	1 【具体の修文案】 36の県の考え方に対する修文意見 前回の修文意見は、治水計画や施設設計に盛り込むということではなく、計画に向けた今後の忘れてはならない課題のひとつとして注記しておくという意味合いと、モニタリングによる観測への追記を提案したつもりである。	佐々木委員	修文意見の内容は、課題が抽象的であること、またその対応策も具体性がないことから、修文することは出来ません。	なし	
41	その他	修文意見書 (7/12)	P4 2流域の概要 2段落目 ...10年連続して人口増加率日本一を記録したが、近年では横ばい状態となっている。 〔意見追加の理由〕 10年前のことが今も継続しているかのような印象を受けることから、10年前から現在に至る傾向を追記し、正確な表現にした方がよい。	佐々木委員	誤解を受けないような表現になるよう修文を検討します。	あり(P4)	A
		修文意見書 (8/9)	1 P4 2流域の概要 2段落目 修正 【具体の修文案】 人口増は三田市にとってはメリットだったが、この急激な人口増は、土地の雨量飽和能力を減らし、結果的に降雨が直ちに河川の水量増加につながるという緩衝力の	岡田委員	ご意見の趣旨は、P19 流域対策の項に以下のとおり現状と課題として記載しています。 「市街化の進展に伴う流域の保水・貯留機能の低下や低平地への人口・資産の集積に加えて、近年の気候変化等に起因して集中豪雨が多発する傾向	なし	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			低下に影響を及ぼした。 〔修正の理由〕 均衡のとれた市街地の発展が重要との観点から、上記例文のような記述を加えてもよいと思う。		にあることにより、洪水被害の危険性が增大している。」		
42	その他	修文意見書(7/12)	P4 2 流域の概要 3段落目 ...ニュータウン等の開発により約16%にまで拡大したが、その後は徐々に横ばいに近い状態になりつつある。 〔意見追加の理由〕 土地利用の拡大のその後から現在に至る傾向を正確に記述した方がよい。	佐々木委員	ニュータウン等の開発の近年の状況変化は、41の三田市の人口データの修文により対応させていただきます。	なし	A
43	その他	修文意見書(7/12)	P4 2 流域の概要 P.5 2段落目 追記 ...都市部における貴重な「緑と水のオアシス空間である」オープンスペースとして...に追記修正。 〔意見追加の理由〕 「オープンスペース」という表現は最近、国土交通省などが河川でも使用しているが、ビルが連立する中心市街地の中にある公開空地や公園、駅前広場などの「ひろば」というイメージが専攻する。ここでは、都市部、特に尼崎市などは市内に山間部がないため、もう少し丁寧な表現で河川は緑と水の貴重な憩いのオアシス空間というイメージを追加表現した。	佐々木委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P5)	A
44	その他	修文意見書(7/12)	P4 2 流域の概要 P.5 追記 ため池が多いことを流域の特徴として記述する。 〔意見追加の理由〕 武庫川流域の水に関わる特徴として、ため池が非常に多いことを記述しておくべきである。	佐々木委員	ご意見を踏まえ、修文を検討します。	あり(P4)	A
45	その他	修文意見書(7/12)	P5 3 地形・地質 最終行 追記 地盤沈下はおさまり、現在ではほぼ回復している。 〔意見追加の理由〕 地盤沈下はおさまっているだけでなく、回復しているのではないか。	佐々木委員	『平成20年度 全国の地盤沈下地域の概況』(環境省 水・大気環境局)では、尼崎市扇町において、平成16～19年の平均沈下量が2.7cmと記載されています。なお、一旦沈下した地盤が元に戻らない不可逆的な現象であることは『地盤沈下監視ガイドライン』平成17年6月29日(環境省)でも紹介されています。	なし	A
		修文意見書(8/9)	1 〔修正の理由〕 45の修文意見に対する修正意見 地盤沈下には可逆的な成分と不可逆的な成分が含まれ、リバウンドが起きていることは周知の事実。	奥西委員	委員のご意見は、『地盤沈下監視ガイドライン』平成17年6月29日(環境省)に対する見解として承りました。	なし	
91	その他	論点意見書25	整備計画原案文中において、流域の各基礎自治体を指す用語として「流域市(使用多数)」「地元市」(p18、p29、p64)「各市」(p61のみ)「沿川自治体」(p61のみ)の4種類が存在している。使い分けを整理されてはいかがか。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。流域7市全てが対象となる場合、「流域市」、もしくは「流域各市」で統一します。	あり(P21)(P22)(P61)(推進P14)	A
96	その他	修文意見書	「第2章 第2節 河川整備の現状と課題」の各項で、課題が書かれていないケースが多い。これは現状で何ら問題がないと河川管理者が思っていると誤解される。課題がな	奥西委員	ご指摘のP19ア、イ、ウは現在実施している流域対策の現状の取り組みを示した部分です。流域対策全般に係わる課題としては、P19(2)流域	あり(P31)	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		(7/28)	いと思っている場合をのぞき、課題を書くべきである(具体的な修文案は省略) 具体的には19ページア、イ、ウおよび31ページ(1),(2)		対策に「流域対策をより一層進める必要がある」と記載しています。 P31(1)河川の維持管理についても、「限られた財源の中で・(中略)・効果的・効率的に維持管理を行う必要がある」と課題を述べています。 流域連携については、ご意見の趣旨を踏まえ修文を検討します。		
		修文意見書(8/9)	1 〔修正の理由〕 96の修文意見に対する修正意見 p.19 アイウの各論を書くのであれば、それぞれについて現状と課題を書くのが当然。 p.31の4(1)に課題が書かれていることを了解。(2)には書かれていない。	奥西委員	修文を検討します。	あり(P19)	
101	その他	修文意見書(7/28)	p2 ア 検討の考え方 追記 ハード的な治水対策には、... 〔意見追加の理由〕 原文ではここに記された治水対策例が治水対策のすべてであるかのような印象を与え、総合治水の考え方を否定する形になっている。	奥西委員	ご指摘の箇所は「整備効果の早期発現」という節の中の文章であり、記載の対策がハード対策であることは自明であることから、修文の必要はないと考えます。	なし	A
		修文意見書(7/28)	p9 写真2.1.7 修正 写真2.1.7を削除または別の写真に入れ替え 〔意見追加の理由〕 災害の状況が写っていないのでキャプションが誤っていることになる(単に洪水流が高水敷に乗った状態にすぎない)	奥西委員	ご意見の趣旨を踏まえ、図のタイトル並びにこれと関連する文章を修文します。	あり(P9)	A
103	その他	修文意見書(8/9)	1 〔修正の理由〕 写真2.1.6は建物に浸水しているから災害と明記すべきである。	奥西委員	写真を見れば災害であることは自明であり、修正の必要はないと考えます。	なし	
		修文意見書(8/17)	2 〔具体的な修文案〕 8/9修文案の通り 〔修正の理由〕 写真2.1.6と2.1.7について、片や単なる増水であり、片や災害であるのに、同じ説明をするのは不適切だと言っているのである。いわば「書かないことによって嘘をつく」たぐいである。	奥西委員	ご指摘のような「書かないことによって嘘をつく」というものではありませんが、そのような誤解を招く可能性があるのであれば、ご意見の趣旨を踏まえて、修文を検討します。	あり(P9)	
104	その他	修文意見書(7/28)	p11 7治水事業の沿革 3行目 追記 さまざまな意見書が出され、兵庫県環境審議会からは計画の全面的見直しを求める答申がなされた。 〔意見追加の理由〕 法定手続きである兵庫県環境審議会の答申に触れないのは不相当である	奥西委員	答申の内容を加筆する方向で、修文を検討します。	あり(P11)	A
115	その他	修文意見書(7/28)	p36 1整備計画の対象区間 図3.2.1 追記 図3.2.1 〔意見追加の理由〕 もし支流にも法定河川区間があれば、整備計画の対象区間であるから記入する必要がある	奥西委員	支流も含めて、法定河川区域を表示しています(凡例:水色線)。	なし	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			る。				
		県修文	-	-	「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について(答申)」〔平成20年6月(社会資本整備審議会)〕の表現に合わせて修文します。(「気候変動」「気候変化」に統一)	あり (P1) (P3) (P6) (P17) (P19) (P21) (P26) (P39) (P54) (推進 P1) (推進 P2) (推進 P3)	
	■ その他	修文意見書(8/9)	1 〔具体の修文案〕 近年の気候変化 〔修正の理由〕 気候が抜けている。	田村委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P39)	
		修文意見書(8/9)	2 <p17 堤防強化 3段落目 修正> 〔具体の修文案〕 一方、これらの しかし、これらの 〔修正の理由〕 次の文章の冒頭も「一方、地球温暖化...」ではじまり、段落は変わるものの「一方」という表現が連続することになる。	佐々木委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P17)	
		修文意見書(8/17)	3 P.17 堤防強化 2段落目 修正 〔具体の修文案〕 P17 また、堤防や高水敷...。しかしながら、...。一方、...。しかしながら...。 また、堤防や高水敷...。一方、...。加えて、...。しかしながら 〔修正の理由〕 前後の全体の文章からの適切な接続詞の選択	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえて、修文を検討します。	あり (P17) (P18)	
	その他	県修文	-	-	より適切な表現に修正します。	あり (P1)	A
159	その他	修文意見書(8/9)	推進計画 p1 第1章はじめに 5段落目 修正 〔具体の修文案〕 “河川管理者である兵庫県知事は”または“兵庫県知事は河川管理者の立場から”	岡田委員	適切な表現に修文します。	あり (推進 P1)	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			〔修正の理由〕 「兵庫県」は行政区画の名前または地理上の名称で、河川管理者は権限を有する一個人である知事を指す 事は明らか。慣用的に「兵庫県」という名刺をこのように使用するのは公文書の中では好ましくない。				
160	その他	修文意見書(8/9)	p13 11 内水面漁業 追記 〔具体の修文案〕 <u>近年、生物多様性への世界的な関心の高まりもあり、武庫川でも天然(海産)アユの遡上復活に向けての基礎調査も実施されるようになった。</u> [P.60(3)天然アユのこうとの関連・または“(P.60 参照)”を付記する等の関連づけがあった方がよいと思う。] 〔修正の理由〕 内水面漁業の今後の方向性を多少でも示した方がよい。	岡田委員	修文を検討します。	あり(P13)	A
161	その他	修文意見書(8/9)	p13 12 河川空間の利用 追記 〔具体の修文案〕 <u>潮止堰によって作り出された湛水域はその豊かな水面が安らぎを与えているが、一方潮の干満による海面の変化が断絶されて、自然のもたらす汽水域の状態に触れることが出来なくなっているのも事実である。</u> 〔修正の理由〕 潮止堰を撤去する事は既定方針として決まっているのに、余り現状肯定的な記述に終わることは、整備計画(原案)を推進する方針とは矛盾することになり、今後の事業推進にはマイナスの影響を与えるように思われる。	岡田委員	大正時代に床止工が設置されて以降続いてきた状況であり、利用面については一長一短があります。堰によって確保されている湛水面が、堰撤去により失われ、それに代わって汽水域が拡大し、その水辺に触れることが可能になることから、河川利用の面では一長一短があるということです。しかし、潮止堰を撤去する理由は、流下能力の大幅な向上を図るための河床掘削に伴うものであり、結果として汽水域が大幅に拡大され生態系の再生も期待できることとなります。したがって、治水面、環境面のメリットが大きいのは言うまでもなく、岡田委員が心配されている「今後の事業推進にマイナスの影響云々」については、河川利用面だけでなく、治水面、環境面でのメリットを説明することで十分に住民の理解は得られると考えています。このため、潮止堰に関しての河川空間の利用の記述は、特に追記する必要はないと考えています。	なし	A
162	その他	修文意見書(8/9)	〔具体の修文案〕 「近年の気候変化等に起因して」、あるいは「地球温暖化に伴う気候変化等に起因して」、現時点では等をつけた方が better か。 〔修正の理由〕 それぞれ使い分けがあるのかもしれないが、下記にあるように多くの箇所ですれず異なる表現が見られすぎ。 P 1 「地球温暖化に伴う気候変化に起因して」 P 3 「近年の気候変化等に起因、地球温暖化に伴う」 P 6 「地球温暖化に伴う気候変化等に」 p19 「近年の気候変化等に起因」 p21 「近年の気候変化等に起因」	池淵委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P1)(P3)(P6)(P17)(P19)(P21)(P26)(P39)(P48)(P54)	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			p26 「近年の気候変化等に起因」 p39 「近年の変化」 近年の気候変化等に修正か p48 「地球温暖化に伴う」 p54-1 「長期的な気候変化等の」			(推進 P1) (推進 P2) (推進 P3)	
171	その他	修文意見書 (8/9)	〔具体の修文案〕 60 回以上の流域委員会，100 回以上の運営委員会を重ねてきた経緯を考えると，そこでの議論のやり取り，流域委員会の思いが反映された書き方になっていないのが残念である。確かに，武庫川初とも言える先進的な内容は含まれているかと思うが，たいした回数 の流域委員会しか実施しなかった他の河川の整備計画と比べて，160 回以上の委員会を行って きたことの差が現れているかということ，それだけの差にはなっていない。とりわけ，委員会で 議論に多くの時間をかけてきた流域対策，流域連携に関する記載は，寂しい限りである。 〔意見追加の理由〕 160 回以上の委員会，それにかけての時間の重みを感じ取って欲しい。県，河川管理者として も，そのことをどう感じているか言及すべきである。	長峯委員	流域委員会における多くの議論は、平成 18 年 8 月に提言書という形で結実しています。それまでの議論には県も河川管理者や事務局として加わり、立場の違いがあっても、議論にかけての時間の重みは当然認識しています。 この提言書を踏まえ河川整備基本方針を策定し、これをもとに整備計画(原案)を作成しています。作成にあたっては、議論にかけての重みを認識しつつ、常に提言書や基本方針に立ち戻りながら、流域対策や流域連携については、現時点で考えられる精一杯のことを記載しています。特に流域対策については、法的な根拠がないなかで流域市と連携、協力して推進していくため、「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱(仮称)」を定め、これに基づき県及び流域市で構成する「武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)」を新たに組織し、「武庫川流域総合治水推進計画(仮称)」を策定のうえ推進していきます。 総合的な治水対策を推進する体制を整備し流域対策を進めることは、他の整備計画にはない特色と考えています。 流域連携については別図(添付資料5)のような考え方で取り組むこととしており、修文について検討します。	流域対策なし 流域連携あり (P64)	
		修文意見書 (8/17)	1 〔具体の修文案〕 流域対策については修文なしとされており、その理由として「現時点で考えられる精一杯のことを記載している」と言っているが、その思いが書かれているとは思えない。また流域連携についても添付資料5のような体制では、計画の進行について流域住民からの意見が言える仕組みが担保されておらず問題である。 〔修正の理由〕 前回と同じ。流域連携については別途記載。	長峯委員	171と同じです。	なし	
173	その他	修文意見書 (8/9)	〔具体の修文案〕 参考資料として、第 62 回流域委員会資料 6-2「武庫川水系河川整備計画(原案) 参考資料」を添付するのであれば、資料 2「新規ダムに係る武庫川峡谷環境調査状況について」に、以下の注釈をつけることを提案します。「なお、新規ダム建設による影響については、2つの原則専門検討会においても検討中である」 〔意見追加の理由〕 現在、2つの原則専門検討会では、供用後の流況変化に伴い永続的に生じる影響について検討中である。これは、新規ダムの影響が、(資料2に示された)工事期間や試験湛	浅見委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (参考資料 P5)	A

整理 番号	項目	意見 区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無 (該当頁)	整 理 状 況
			水期間に生じる影響だけではない、と考えたことによる。継続検討の途中経過を報告すると言うのであれば、資料2に示した視点以外の検討を行っていることも、新規ダムにかかる情報として公表すべきと考える。				
31	その他	県修文	-	-	より適切な表現への修正、文言の統一、本文内の整合・調整など	あり (共通)	
32	その他	県修文	-	-	委員会に提示した資料を資料編に追加	あり (資料編)	